

第503回（定例）福崎町議会会議録

令和4年6月24日（金）  
午前9時30分 開 議

○令和4年6月24日、第503回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	冨田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主 査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公 営 企 業 管 理 者	福永聡
技 監	宇都善和	会 計 管 理 者	尾崎俊也
町 参 事 兼 け ね ん 金 課 長	谷岡周和	総 務 課 長	岩木秀人
企 画 財 政 課 長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	松田清彦
地 域 振 興 課 長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	大塚久典
福 祉 課 長	小幡伸一	農 林 振 興 課 長	吉田利彦
ま ち づ くり 課 長	山下勝功	上 下 水 道 課 長	橋本繁樹
学 校 教 育 課 長	大塚謙一	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決
- 第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決
- 第 6 閉会中の継続調査申出

## 開 議

- 議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。  
それでは、本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第1 総括質疑

- 議 長 日程第1は、総括質疑であります。  
それでは、総括質疑に入ります。  
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、  
質疑をしていただきますよう、お願いいたします。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

### 日程第2 委員長報告、質疑

- 議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。  
6月14日の本会議2日目において、議案2件、請願1件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されており、各委員会から、審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。  
まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。  
(書記朗読)
- 議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。  
総務文教常任委員会、河嶋委員長。
- 河嶋総務文教  
常任委員長 おはようございます。  
総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について、報告いたします。  
委員会を6月19日に開催し、付託されました議案第27号及び請願第1号の2件について、慎重に審査を行いました。  
審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、議案第27号については、原案のとおり可決、請願第1号、国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願については、賛成少数で不採択と決定したことをご報告申し上げます。  
これより補足説明をいたします。  
議案第27号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第1号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1億4,800万円を追加し、補正後の予算の総額を83億6,400万円とするものであります。  
商工費では5,948万7,000円を計上し、プレミアム付商品券事業では、昨年完売が遅くなったため、去年の二の舞にならないかと危惧している、どうい

う販売の方法を考えられているのかとの質疑に対し、密を避けるという観点から令和4年度も事前の申込制度を採用して、令和3年度にあった反省点を捉えながら販売方法も検討していきたいとの答弁がありました。また、5月に採択された地域の稼げる看板商品の創出事業について、観光地や妖怪ベンチ巡りをするための2人乗り電気自動車のリース料が適当かどうか、もう少し調査していただきたいとの意見がありました。

請願第1号について、意見陳述申出者による発言の後、委員から質疑がありました。採決の結果、賛成少数であったため、不採択と決定しました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。  
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、質疑を終結いたします。  
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。  
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された議案第26号について、6月16日、委員会を開催いたしました。

経過及び結論は、ただいま朗読のとおりでございます。

議案第26号は、福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定であります。議会基本条例の定めにより、議会の議決を求められております。

令和4年度から13年度までの10年間を計画期間としております。内容は、令和13年度における町営住宅の目標管理戸数を75戸とし、駅前団地を改善不要、田尻団地、塚本団地を改善必要、その他を用途廃止の対象としています。

質疑の中で、公営住宅の必要性の明記が必要ではないかとの質問には、公営住宅法が大前提になっておることではありますが、あってもよかったんではないかという、そういうふうな答弁でありました。ストック推計プログラムが新しいバージョンに変わったが、それは反映しているのかとの質疑には、反映していることとあります。用途廃止対象の住宅については入居者の高齢化も進んでおり、安全対策をはじめ、必要な対応が今後とも必要となります。

審査の結果は、報告書に記載のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。  
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、質疑を終結いたします。

### 日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。  
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。  
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 議会開会中の調査報告でございます。

常任委員長 公害防止協定に基づく協議は次の3件であります。千寿製薬株式会社、福伸電機株式会社、株式会社デービー精工からで、質疑の後、全員賛成で了承することといたしました。また資料をご覧ください。

各課の報告事項であります。

住民生活課からでありまして、公害防止協定に基づく報告で日本レイヤー株式会社からのものであります。

次に、神崎郡ごみ処理施設整備基本計画についての説明がありました。重要計画でありますので、資料はまたご覧をいただいて、ご意見を頂きたいと思っております。

町営住宅田尻団地の公募についての報告もありました。

以上でございます。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会運営委員長 議会運営委員会から議会開会中の所管事務調査について報告をさせていただきます。

委員会は6月22日に開催いたしました。委員会では町長提案分の追加議案1件について協議し、6月24日金曜日の本会議5日目にて追加議案として上程し、委員会付託を省略して本会議即決とすることを確認いたしました。

以上で、議会運営委員会の開会中の所管事務調査報告を終わります。

議長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

#### 日程第4 討論・採決

議長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第26号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の改定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第27号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第 27 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。  
次、請願第 1 号、国に対し現行の「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の速やかな改正を求める意見書の提出を求める請願について、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
請願第 1 号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、不採択であります。  
このため、原案についてお諮りいたします。  
請願第 1 号について、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。  
（起立少数）

議 長 起立少数であります。  
よって、請願第 1 号については、不採択とすることに決定いたしました。

#### 日程第 5 追加議案の上程、討論・採決

議 長 日程第 5 は、追加議案の上程、討論・採決であります。  
去る 6 月 22 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いし、既に皆さんのお手元に配付しておりますとおり、議案第 30 号、工事請負契約について（田原小学校トイレ改修工事）についてを追加議案といたします。  
議案第 30 号、工事請負契約について（田原小学校トイレ改修工事）について、町長に提案内容の説明を求めます。

町 長 先ほどは当初に提案いたしました議案を可決していただきまして、ありがとうございました。

さて、今回追加で提案させていただく議案第 30 号、工事請負契約について（田原小学校トイレ改修工事）は、令和 4 年 6 月 16 日に指名競争入札を執行した結果、9,372 万円で落札した株式会社神名工務店姫路支店と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細説明は担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 町長から追加議案に対する概要説明がありました。  
これから詳細なる説明を求めてまいります。  
議案第 30 号、工事請負契約について（田原小学校トイレ改修工事）について、本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第 30 号、工事請負契約について（田原小学校トイレ改修工事）について、ご説明申し上げます。

田原小学校トイレ改修工事につきましては、令和 4 年 5 月 24 日に一般競争入札を執行いたしました。が、不調となりました。この工事は、夏休みを中心に進める計画であり、工事業者の決定を速やかに行う必要があることから、令和 4 年 6 月 16 日に指名競争入札を執行いたしました。田原小学校トイレ改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

契約の相手方は議案書のとおり、姫路市東延末四丁目80番地、株式会社神名工務店姫路支店、取締役支店長杉本隆志氏で、契約金額は9,372万円です。

議案第30号資料をご覧ください。

右側に入札結果をお示ししております。入札は指名競争入札により、参加者4者で執行いたしました。工期は令和4年10月31日までとしております。

続いて、工事の概要について説明させていただきます。

資料左側の工事概要をご覧ください。

1、工事概要です。

トイレの便器は全て洋式化し、暖房便座とウォシュレット付きとします。男子の小便器は自動水栓で、床は乾式、手洗いは自動水栓にします。1階にある多目的トイレには職員室で受信するトイレ呼出し機能を整備します。工事期間中を通して仮設トイレを校舎と体育館との間の屋根のあるところに男子用と女子用に区分して設置いたします。

2は、トイレの便器数です。

田原小学校は4階建てで、各階に児童用トイレが1か所あり、1階に多目的トイレを併設しており、2階には職員用トイレがあります。各トイレの便器の数量等は表のとおりであります。

3は、改修前後の平面図です。

2階児童用トイレを図示しております。図面左が現在の状況、図面右が完成後です。2階から4階まで同じですが、男子用小便器は6器、大便器は2器、女子用は6器、手洗いは男女ともに2器設置します。

なお、学校からの要望で、現在は廊下からの入り口が1か所で、トイレ内で男女に分かれているものを、2階から4階のトイレは廊下からの入り口を男女別の2か所設置し、新たに扉を設けます。

以上、議案第30号、工事請負契約について（田原小学校トイレ改修工事）の提案説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長 以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第30号、工事請負契約について（田原小学校トイレ改修工事）について、質疑はありませんか。

- 1 3 番 田原小学校のトイレ改修工事の、この最低制限価格の決め方なんですけども、予定価格から見ましたら、約90%と、そういうふうな比率なんですけども、土木工事と違って、設計の中身はちょっと分からないんですけども、小学校の、題名を見たらトイレ改修、設備の改修工事という名目でありますので、ほとんどが便器とか、そういうものではないのかなど。そしたら、基本的には2次製品がウエートが結構高いから、もう少し最低制限を落とすような考え方はできなかったのか。というのは、両中学校の入札のときにも結構失格者が出ておられまして、割とやはり高い位置のところでも落札ということの結果になりますので、大きな金額でありますけれども、そういった率の考え方はいかがなものか、少し説明していただきたいと思います。

まちづくり課長 この最低制限価格の設定についてでございますが、福崎町では令和2年4月1日以降、こちらの入札につきましては、国において改定されました、平成31年3月に改定された中央公共工事契約制度運用連絡協議会、通称中央公契連というモデルを採用させていただいております。この採用した経緯でございますが、近年、やはり工事におけます品質確保、品確法というものがございまして、その

確保と、ダンピング受注防止、よく言われています低価格の落札、その防止を図るためにこの中央公契連のモデルを採用したものでございまして、その内容の中で算定式がございまして。それにはランダム係数を掛けたりでありますとか、基本価格の設定をうたわれております。これについては公表されてございまして、それを採用した結果、この最低制限価格が決まったものでございまして。これは土木工事、建築工事関係なしに建設工事全てにおいて採用させていただいております。

1 3 番 説明で、そういった国のモデル、今言われるように品質確保、そしてダンピング防止と、言葉的に並べられて、すごく私的には理解するわけなんですけども、実質そのものの製品を設計に上げてくるときには、本当にその価格が正当な価格か、本当にそういうところまで踏み込んでいく、よく設備屋さんから、受注したところがその単価、設計の単価を、多分町のほうにはどういうことでこの単価になってきたかというものを提出されると思うんですけども、そういう中で、下請業者さんがそういった金額まで本当にもらえておるのかというのがちょっと疑問と思うわけなんですけども、そういう中で、本当に単価が正当に支払われることで、請けたものがそういう流れになっておれば本当にいいんですけども、なかなかそういう流れにならない、どうしても製品には、よく20%減額とか、簡単に言えばそういう製品を請けられる、でもそういう中でも製品ができておりますんで、確かなものとして、こちらが仕様書に書いたものの中で製品を納められているというのがよく分かるわけなんですけども、こういう入札において、国がそうだから最低制限をそこに持っていくというのは本当にどうかと思うわけなんですけども、検討する余地は全く今後はないんですか。

副 町 長 質問議員さんが言われていますように、例えばメーカーの標準的な価格が例えば10とします。それを幾らで設計に反映させるのかというところでこういった差が出てくるわけですね。やはり標準的には、例えば兵庫県であったりしましても、大体これぐらいの率でというものを持っています。そういったことを参考に、うちも設計に反映させておるんですけども、実際に業者さんが入れてくるのはさらに低かったというところもございまして、今後につきましてはですね、そういったところもちょっと若干加味しながら対応していきたいと思っております。

議 長 ほか、質疑はありませんか。

8 番 8番、宇崎でございます。この図面ではちょっと分かりにくいんですけども、障がい者用ですね、トイレのスペース的なことは考えられているのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

学校教育課長 障がい者の方が使っていただくトイレは1階に多目的トイレとして用意しております。そのスペースにつきましては、当然、通常のトイレブースよりも広めのスペースを確保して工事を実施いたします。

8 番 分かりました。

議 長 ほか、質疑はありませんか。

1 0 番 1点、これ、先ほど課長のほうから工事が夏休み期間と言われたんですけど、これ夏休み期間で必ず終わるのか。というのが、これ仮設トイレが1か所で、多分数も少ないです。万が一、授業が再開するようなことがあれば、夏休みが過ぎてから、この仮設トイレ、これだけでは絶対足りないと思いますけど、工期期間が10月31日までとなっておりますけど、この辺はどう考えられますでしょうか。

学校教育課長 中学校に比べまして、議決をいただくのが10日ほど遅れておるというところもあります。そういうことも踏まえまして、もともとの予定は夏休み中に使える

ようにしてしまうというところであります。それは今も変わっておりません。今後、今日議決をいただきました後、詳細な打合せに入ります。その中でどういう形になっていくかというところ、ちょっと読み切れないところもありますが、万が一、9月1日に使用ができない、それが全面的にできないのか部分的にできないのかというのは今からの議論によるんですが、最悪、今、仮設トイレを用意している分では当然足りないというのは見えております。たまたま田原小学校につきましては体育館のトイレが最寄りにありますので、それも使っていきたいというところと、どうしても不足ということになりますと、仮設トイレを増やして子どもたちには迷惑をかけない形を整えたいと考えております。

- 1 0 番 特にな、やはり小学生、特に低学年の場合、慌ててトイレ行ったりということがあると思います。今、課長言われたように、打合せの中で先に先行的に使える場所等を造っていただいたり、いろいろ考慮していただきながら、できれば夏休み明けには子どもたちが安心して使えるような環境、ぜひともよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

- 1 2 番 工事の施工監理はどこがやることになっておりますか。

学校教育課長 環境設計さんをお願いすることになっております。

- 1 2 番 設計だけじゃなしに施工監理もということですね。

学校教育課長 はい、この工事の施工監理をお願いするのが環境設計さんとなっております。

- 1 2 番 便器や手洗い等々、それぞれの機材のメーカー指定などはやられておるのでしょうか。

学校教育課長 設計段階ではメーカー指定はしておりますが、実際の現場に入るに当たりましては、同等以上の考え方をもって、材料承認のレベルで再度確認をして設置していきたいと考えております。

- 1 2 番 よくこれまでのいろんな事業でですね、その言葉は聞くんですが、同等指定というところにですね、ちょっと問題があるのではないかと思うんです。今日のように機材がどんどんと更新をされて新しくなっていくという状況の一つは背景にある。それから、メーカーもですね、新しくできていたり、あるいは外国の絡みも出てくるということでありますので、後々の維持管理、メンテナンスのときにですね、もうこれは部品がないとかですね、いろんなことを言われても困るわけでありまして、同等という言葉の扱いについてですね、どのように管理をされていく、あるいは機材の承認をされていくかということについてですね、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 機材の指定でございますが、当然、各メーカー、それぞれ特色を持ったようなものもございます。言われました、新しいメーカーが来て新しい製品を開発した場合にそういった維持管理が難しいんでないかというご心配もあろうかと思いますが、材料承認が出てきましたときには、当然、設置時だけではなく、そういった後々のメンテのことも確認の対象としておりますので、それらも全て併せて、今、役場が設定しています機器の同等、それ以上ならば採用するというところでございます。

- 1 2 番 それでは、ちなみにとりあえず指定しておるそのメーカーについてお聞かせいただければありがたいと思います。

議 長 暫時休憩いたします。



休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分





議 長 会議を再開いたします。

まちづくり課長 すみません、お待たせいたしました。便器におきましては、有名なリクシルというメーカーを今は選定させていただいております。

1 2 番 私も学校にですね、月1回ほどお邪魔して、勉強の邪魔になるのかならないのかよく分かりませんが、スクールヘルパーとかね、コミュニティーヘルパーとか参加させていただいておって、一緒に参加しておる中にこういった建設関係の専門家もおったりしましてですね、よく福崎小学校を回りながらいろんな話をするんですけど、そういう意味では、ちゃんと安心のできる方向で進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第30号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは討論・採決を行います。

議案第30号、工事請負契約について(田原小学校トイレ改修工事)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 日程第6 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。

各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されており、それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第503回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
- よって第503回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
- 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
- 今定例会は、6月10日に招集され、本日まで15日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
- 本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。
- また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
- この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において各議員から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望をいたす次第であります。
- 閉会に当たり、尾崎町長からご挨拶をいただきます。
- 町 長 第503回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。
- 本定例会では、4件の報告と、追加を含めて7件の議案を提案させていただきました。いずれも慎重に審議をしていただき、全員賛成で可決していただき、ありがとうございました。
- 審議の中で頂きましたご意見は、執行に当たって参考とさせていただきます。
- また、一般質問におきましても、9名の方から、いろんな角度からご質問をいただきました。これらのご意見、提言につきましても、しっかりと受け止めてさせていただきます、行政運営に当たってまいります。
- ロシアがウクライナに侵攻して以降、燃料や原材料費が高騰し、食品や光熱費などの値上がりが続いています。まずは今議会で議決していただきました補正予算の原油価格物価高騰等総合緊急対策分を速やかに執行し、関係機関の皆様と情報を共有しながら、住民の皆様が安心して生活ができるように努めてまいります。
- さて、福崎夏まつりが8月9日に開催されることは、今議会冒頭の挨拶で触れましたが、その内容が先日のまつり運営委員会で承認されました。まだコロナウイルスが完全に安心できる状況ではないため、時間短縮や総踊りの中止など、規模を縮小しての開催となります。オープニングセレモニーでは、高岡小学校、山田文庫キッズダンス、和楽の皆さんが演技を披露してくださいます。夜店や花火の打ち上げもあります。また、東中学校校舎の壁面に特殊映像を映すプロジェクションマッピングの新企画を用意してお待ちしているとのことです。これからはコロナウイルス感染防止に注意を払いながら、福崎町のにぎわいを取り戻していきたいと考えております。
- 梅雨の真ただ中で健康の維持が難しい季節を迎えておりますが、議員各位におかれましては、体には十分気をつけていただきまして、ご活躍されますことを祈念申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時14分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和4年8月

福崎町議会議長 城 谷 英 之

福崎町議会議員 三 輪 一 朝

福崎町議会議員 宇 崎 壽 幸